

平成30年度エネルギー科学研究科 研究生出願要項

京都大学大学院エネルギー科学研究科

1. 出願資格

研究生として出願することができる者は、次の各号の一に該当する者で、原則として無職の者とする。ただし、教員、官公庁職員及び民間会社員等有職者で個人的研究を自発的におこなう場合は、研究生として受入れることができる。

- (1) 志望する研究課題に関連する大学を卒業した者及び見込みの者
- (2) 本研究科が、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

2. 出願書類

- (1) 研究生願書（研究生期間延長願）《所定の用紙》
- (2) 最終学校卒業又は修了(見込)証明書（在学期間延長出願者・京都大学大学院エネルギー科学研究科出身者は不要）
- (3) 大学（学部）から最終学校までの成績証明書（在学期間延長出願者・京都大学大学院エネルギー科学研究科出身者は不要）
- (4) 外国籍の者は、在留カードのコピー（表裏とも）。出願時に提出できない者は、パスポートのコピー（顔写真のあるページ）を提出すること。
- (5) 定形封筒長形3号120×235 mm（郵便番号、住所、氏名を明記し、82円切手を貼付のこと） ※海外在住者は不要
- (6) 現在までの研究内容 《様式随意》（詳しく書くこと）
- (7) 今後の研究計画 《様式随意》（詳しく書くこと）
- (8) 在職者の場合は、所属長の出願許可書《様式随意》、個人的研究である旨の本人の確約書《様式随意》、及び会社等の事業目的の追及のための派遣でない旨の所属長の確約書《様式随意》
- (9) 期間延長理由書（特別の事情により、在学期間が2年を超える者は必要）《様式随意》

3. 出願手続

- (1) 入学を志望する者は、あらかじめ2. 出願書類の(1)～(4)を持参し、志望する指導教員及び当該専攻長の内諾印を得ること。
- (2) 上記により内諾を得たのちエネルギー科学研究科教務掛で振込依頼書を受け取り、銀行で検定料を振り込んだ後、領収書を添えて、所定の期間内に教務掛に出願すること。

4. 検定料 9,800円（在学期間延長出願者は不要）

5. 入学時期

入学の時期は学年又は学期の初めとする。

6. 出願期間（在学期間延長出願者を含む。）

4月入学 平成30年 2月 5日(月) ～ 平成30年 2月 9日(金)

10月入学 平成30年 8月 6日(月) ～ 平成30年 8月10日(金)

ただし、海外より直接入学を希望する者の出願期間については直接エネルギー科学研究科教務掛へ照会すること。

7. 選考及び選考結果の通知

(1) 選考は書類審査等により行う。

(2) 選考結果の通知は文書により行う。

8. 在学期間

在学期間は1年以内とする。ただし、10月入学者については、当該年度の3月31日までとする。

9. 在留資格

外国人留学生で合格の通知を受けた者は、『留学 (College Student)』のビザを取得すること。

10. 在学期間の延長

特別の事情のある場合は、申し出により在学期間の延長を認めることがある。

11. 退学

(1) 在学期間中に退学しようとするときは、退学願を提出しなければならない。

(2) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認めた者について、退学を命ずることがある。

12. 入学料及び授業料

(1) 入学料 84,600円（在学期間延長許可者は不要）

(2) 授業料 1年間 356,400円、半年間 178,200円

※ なお、入学料および授業料は上記金額から改定されることがある。

※ 在籍期間が6か月を超える者の授業料は、分納（前半の6か月分と残りの月数分の2回に分けて納付）することができる。

(3) 授業料を納めない者は除籍する。

13. その他

(1) 受理した検定料、入学料及び授業料はいかなる理由があっても返還しない。

(2) 詳細については、エネルギー科学研究科教務掛に照会すること。

《出願書類等提出先》

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

京都大学エネルギー科学研究科教務掛

TEL 075-753-9212

E-Mail energyyoumu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp